

香芝市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 1 2 号

香芝市印鑑条例の一部を改正する条例

香芝市印鑑条例（平成 3 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。））」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。